

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

最終更新日：令和6年10月31日

公益財団法人日本アイスホッケー連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.jihf.or.jp/jihf/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度第9回理事会の承認を得て、6月30日に中期計画・中間報告をWEBページに公開。 (参考URL https://www.jihf.or.jp/common/img/info/info_20220704_145112.pdf) 令和5年7月14日業務執行会議の承認を得て7月31日に「中期計画（第二次策定）」を公開。 (参考URL：https://www.jihf.or.jp/common/img/rule/rule_20230731_082426.pdf) 令和6年3月16日第5回理事会の承認を得て、現行「中期計画（第二次策定）」の一部を修正、4つの取組課題のうち、スケートリンク不足をスポーツの財務的健全性に修正して取り組むこととした。その他個別具体的な目標値も現状に合わせて見直すこととした。 	<p>※以下「公益財団法人日本アイスホッケー連盟」は省略 ※※証憑書類は主に関係するものを掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画（修正案）
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・外部人材による事務局業務改革支援及び若手人材の採用等を進めてきた。 ・マーケティング、総務・労務の専門人材を期間採用し、事務局機能強化の基礎を拡充する計画とし助成に応募したが令和4年度については不採択。 <p>-----ここまで令和4年適合性審査までの取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織運営の強化をすべく、第一歩として令和5年10月14日第3回理事会の承認を得て、5本部20委員会体制を4本部16委員会へ集約するとともに、統括本部を新設する組織再編を行った。 ・事務局を含めた組織機能強化を図るべく、人材の採用・育成に関しては継続的に検討、見直しを進めることとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書【スポーツ団体組織基盤強化支援事業助成】令和4年度 ・理事会議資料
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・経営基盤の強化・安定に向けた取り組みに関する確認シート（JSC提出）に現状の課題と取り組みを整理。 ・中期計画での具体化は令和4年度の課題とした。 <p>-----ここまで令和4年適合性審査までの取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に引き続き財源確保のため協賛獲得活動に集中した。 ・また財務基盤強化については中期計画修正版及び令和6年度予算策定の方針において、重点的な取組み策とするとともに、引き続き抜本的な基盤強化策を検討することとした。 ・なお基盤強化計画策定については令和6年度中の課題とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営基盤の強化・安定に向けた取組に関する確認シート（JSC提出） ・令和6年度予算編成基本方針 ・令和5年度決算報告

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> ・目標を以下のように設定した。 <ul style="list-style-type: none"> - 外部理事については令和5年度改選で比率25%以上を目指す。 - 女性理事比率については最終目標40%。1次目標を20%(4名)に設定した。(令和3年度改選で+1(計2名(12%)(達成)、令和5年度の改選で+2(計4名(20%)) -----ここまで令和4年適合性審査までの取り組み ・令和5年度改選で、外部理事5名(達成)、女性理事4名(達成) 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度改選前は、外部評議員 1/43=2%、女性評議員 2/43=4%(小数点以下切り捨て)。 ・目標を2023年度改選時に外部評議員40%(一次目標28%)、女性評議員20%とした。 ・令和4年度評議員会において総数を25名、うち理事会が推薦する6名は外部、うち5名以上を女性とする改正案(定款施行細則)が承認された。 ・令和5年度改選で、外部評議員9名(36%)(一次目標達成)、女性評議員8名(32%)(達成)となった。 ・次期改選時に外部評議員10名(40%)を達成すべく、加盟団体及び評議員向け会議や研修を通して啓蒙活動を展開している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員名簿
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年、アスリート委員会発足。委員は男女各5名の10名。 ・アスリート委員会からの提案で「リスペクトキャンペーン」を実施。 -----ここまで令和4年適合性審査までの取り組み ・原則として一カ月に1回委員会を開催することとし、直近2年間では計20回(令和5年2月16日、3月13日、4月26日、5月24日、6月30日、8月17日・31日、9月11日、10月4日、11月15日・27日、12月1日、令和6年1月5日・18日、2月21日、4月11日、5月7日、9月3日・10日・22日、10月22日・28日)開催。 ・令和6年は、アスリート委員会の提案により普及委員会のもとアイススケート教室を4地域(東京都町田市[1月27日]、神奈川県横浜市[1月28日]、埼玉県上尾市[5月18日]、沖縄県南風原町[6月23日])で開催。 ・今後も地域加盟団体の協力を得て活動を展開していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アスリート委員会名簿 ・アスリート委員会議事録(各回)

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な規模で、実効的に運営されている。理事15名以上20名以内（現状17名）。（定款第21条） ・ 理事会は原則四半期に一回開催であったが、WEB会議が定着し必要に応じて理事会を機動的に開催することとなった。 ・ 令和5年度（2023年7月～2024年6月）は計5回（令和5年9月9日、10月14日、12月10日、令和6年3月16日、6月22日）開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款 ・ 役員名簿 ・ 理事会（令和5年度）議事録
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年定時評議員会（9/24）において就任時73歳未満で提案（定款施行細則第10条の改正）し可決された。改正された定款施行細則は即日施行となった。 ・ 令和5年9月の改選において上記が例外の扱いなく適用された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款施行細則 ・ 役員名簿
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2022年定時評議員会（9/24）において役員の前年と併せて連続5期10年までとする案で提案（定款施行細則第10条の改正）し可決された。 ・ 令和5年9月の改選において上記が例外の扱いなく適用された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款施行細則 ・ 役員名簿
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員候補者推薦委員会の独立性を高める役員推薦委員会規程（第4条）改正案を2022年度定時評議員会に提案し可決された。改正により委員構成が監事2～3名、外部委員2名、連盟業務執行役員3名となった。改正された役員推薦委員会規程は即日施行となった。 ・ 令和5年9月の改選に際し、規程の通りの構成により役員推薦委員会が組織された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員選考委員会規程 ・ 役員選考委員会委員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守を求める規程として倫理規定、懲戒規程を整備。 ・その他関連する規程として個人情報保護規範、特定個人情報取扱規程、倫理委員会規程、通報窓口に関する規程、会計処理規則を制定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理規程 ・懲戒規程 ※その他の関連規程は規程集に収録
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・定款施行細則、評議員会運営規程、理事会運営規程、業務執行会議運営規程、専門委員会規程、役員等旅費規程、職員旅費規程等を整備済み。 ・JSC組織基盤整備事業（規程整備に際し弁護士等の指導・助言を得るための費用を助成）により整備・拡充を図っている。 ・必要に応じ適時に規程類の整備・改訂を実施している。（継続中） 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款施行細則 ・評議員会運営規程 ・理事会運営規程 ・業務執行会議運営規程 ・専門委員会規程 ※その他慣例規定は規程集に収録
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局規程、職員就業規則、嘱託就業規則、パートタイマー就業規則、正職員転換規程、育児・介護休業規程、会計処理規程等必要な規程類を整備済み。 ・個人情報の管理について個人情報保護規定、特定個人情報取扱規程を整備済み。 ・通報対応のため通報窓口に関する規程を整備済み。 -----ここまで令和4年適合性審査までの取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・インボイス制度への対応、電子帳票保存法への対応についてガイドラインを設けた。（令和5年9月9日理事会承認） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局規程 ・会計処理規則 ・個人情報保護規定 ・通報窓口に関する規程 ※その他慣例規定は規程集に収録
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・役員評議員報酬費用規程、役員等旅費規程、賃金規程、職員退職金規程、賞与規程、職員旅費規程、通勤費支給規程、マイカーの通勤利用に関する規程、マイカーの業務利用に関する規程、強化本部及び普及本部の実施事業におけるスタッフ謝金等に関する規程、主催大会等競技役員手当及び主管団体交付金に関する規程等必要な規程類を整備済み。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員評議員報酬費用規程 ・陳議員規程 ※その他関連規程は規程集に収録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> 基本財産については定款第5条（基本財産）及び定款施行細則第9章（第27条～第29条）に規定。 その他関連する規程類としては会計処理規則、加盟団体の分担金の使途に関する規程、寄付金等取扱規程、特定費用準備金取扱規程等必要な規程類を整備。 	<ul style="list-style-type: none"> 定款 定款施行細則 ※その他関連規程は規程集に収録
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> 加盟団体の分担金の納入については定款施行細則第30条、チーム及びそれに所属する会員の登録料については同37条に規定。 企業協賛についてはオフィシャルパートナーシッププログラム、オフィシャルサポーターシッププログラムを整備。 スコアボードに係る公認料の根拠となる公認ガイドラインを制定 競技会の予算決算、収支等についての規定を含む競技会開催規程、将来の特定に支出に充てるための特定準備金に関して定める特定費用準備資金等取扱規程、受領する寄付金について定めた寄付金等取扱規程を整備。 <p>-----ここまで令和4年適合性審査までの取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> スコアボードに係る公認ガイドラインについては操作卓製品編、アリーナ設置システム編を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> 定款施行細則 オフィシャルパートナーシッププログラム オフィシャルサポーターシッププログラム スコアボードシステムの公認に係るガイドライン ※その他関連規程は規程集に収録
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> 代表選考は、選考に際して実施されるキャンプ等でコーチ陣が評価項目に従って評価した結果を持ち寄り議論の上、最終的に代表監督が決定している。このプロセスをガイドラインにまとめた。関係者確認の上、令和5年9月9日理事会で承認された。 令和5年10月14日理事会で、強化本部内に選考委員会を新たに設置し、代表選考を管理することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> 代表選手選考に係るガイドライン 第24回オリンピック冬季競技大会（2022/北京）日本代表候補選手の国内選考に関わる調査書（回答フォーム） 利益相反管理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	・レフェリー委員会において、登録制度、資格認定基準、養成（インストラクター制度）などを網羅するレフェリー規程案を引き続き検討中。	・中期計画・中間報告 ・利益相反管理規程
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	・弁護士、公認会計士、社会保険労務士等の専門家にアドバイスを得られる体制にある。 弁護士：栗山貴行氏（顧問弁護士） 公認会計士：矢崎英城氏 税理士：木村吉成氏 社会保険労務士：齋藤真澄氏	・役員向けコンプライアンス研修（教材）
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	・理事会から独立した組織として倫理委員会を設置している。 組織図： https://www.jihf.or.jp/common/img/rule/rule_20240711_104052.pdf ・倫理委員会の役割としてガバナンスコードのコンプライアンス委員会の機能を包含していると認識。 ・検討事項発生の都度メールにて情報共有、意見交換（メール会議）を実施。	・倫理委員会規程 ・倫理規程 ・倫理に関するガイドライン ・組織図 ・倫理委員会名簿 ・倫理委員会議事録
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・倫理委員会メンバーの中には、弁護士7名が入っており、十分な社会的経験と見識を具備していると認識。 ・現在の委員構成は弁護士7名（うち女性2名） 委員長：井上毅（弁護士） 委員：竹之下義弘（弁護士） 小沼千夏（弁護士） 佐藤慶（弁護士） 小宮夏樹（弁護士） 佐藤仁美（弁護士） 瀬戸賀司（弁護士） 担当理事：江守秀次（副会長）	・倫理委員会委員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年8月19日に評議員及びNF役職員向けの「コンプライアンス教育」をテーマとする研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 役員向けコンプライアンス研修(教材) コンプライアンス研修 教材
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> 年代別のブロックキャンプやセレクトキャンプの際にコンプライアンス・インテグリティ教育を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度ブロックキャンプ一覧 ブロックキャンプで使用したJOC教材
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度から、各種全国大会(国体、インカレ、インターハイ、全中等)開催時に、参加審判などを対象にコンプライアンス教育を実施している。 令和5年度は全国8ヶ所でレフェリークリニックを開催し、コンプライアンス教育資料を説明配布し、コンプライアンス教育を実施した。 令和6年度は全国4ヶ所でレフェリークリニックを開催し、コンプライアンス教育資料を説明配布し、コンプライアンス教育を実施中。今後も年度末まで引き続き実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度レフェリークリニック一覧 レフェリークリニック教材(全日本選手権用)
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられることができる体制を構築すること	<ul style="list-style-type: none"> [原則3](5)への対応の通り弁護士、公認会計士、社会保険労務士等の専門家にアドバイスを得られる体制にある。 	-
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> 公認会計士の指導・助言を得て財務・経理に関する諸規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。具体的には、活用している業務ソフト(楽々精算)に事務局規程に定める決裁権限を反映して運用している。 予算・決算・活動報告：https://www.jihf.or.jp/jihf/disclosure.php 監事は3名。両宮監事については法人経営、アイスホッケー団体運営の経験、上木監事については会計、企業監査、これらに関する国際的業務経験、中嶋谷幹事についてはアイスホッケーに係る広範な経験と地方連盟運営の監督の経験に期待。 令和4年度決算報告にあるように監事団により適切な会計処理が実施されているかの監査を受けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 監事名簿 事務局規程 会計処理規則 令和4年度決算報告 ※その他関連規程は規程集に収録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> ・国や助成元における要綱などの定めに沿って、適切に処理し、国や助成元の監査を受けている。 ・経理処理の規程の定めに基づき、手続きや科目等適切な経理処理を行い、かつその処理方法に係る監査を受けている。 ・倫理規程第4条4、倫理に関するガイドラインII章において適切な経理処理を規定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理規程 ・倫理に関するガイドライン（II章） ・令和4年度決算報告
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・財務情報については、ホームページに公表。 https://www.jihf.or.jp/jihf/disclosure.php 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度決算報告 ・令和4年度決算報告 ・令和3年度決算報告
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理に関するガイドラインIII章に疑惑の無い選考を行うことの規定がある。 ・原則3（3）に記載のとおり、客観性の高い選手選考を実施するよう努めている。 ・代表選手選考のガイドラインを作成し運用を開始。 ・代表選考の結果は連盟ホームページに公表。 男子代表：https://www.jihf.or.jp/team_japan/?gender=1 女子代表：https://www.jihf.or.jp/team_japan/?gender=2 	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理に関するガイドライン（III章） ・利益相反規程 ・代表選考の選考に係るガイドライン
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年2月に自己説明をホームページに公開。 https://www.jihf.or.jp/common/img/acc/rule_20211027_203401.pdf ・2021年10月に自己説明をホームページに公開。 https://www.jihf.or.jp/common/img/acc/rule_20211027_203401.pdf ・2022年10月に自己説明をホームページに公開。 https://www.jihf.or.jp/common/img/acc/rule_20221028_150248.pdf ・2023年10月に自己説明をホームページに公開。 https://www.jihf.or.jp/common/img/acc/rule_20231030_170812.pdf 	—
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年4月に利益相反ポリシーを制定。 ・2022年6月、利益相反ポリシーに具体的手続等を補足し利益相反規程を制定。 ・利益相反管理規程第5条2項に手続きを簡略化できるケースを規定。 ・同3項に決裁者は取引の重要性に応じて総合的に判断する旨を規定。 ・規定第6条に債務保証をする際には利益相反部会の助言を得るべき旨を規定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利益相反管理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	同上	同上
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年6月に通報窓口に関する規程を設け、倫理委員会を窓口とする体制を構築した。 通報窓口についてはホームページに公開 https://www.jihf.or.jp/jihf/report_window.php 通報窓口についての利用案内にJSPO、JOCの窓口を利用できることを追加(2021年11月) 今後実施するコンプライアンス研修の教材に通報制度の内容盛り込む。 	・通報窓口に関する規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<ul style="list-style-type: none"> 通報制度の担当は倫理委員会になっており、弁護士等の有識者がメンバーとなっている。 通報等を受け付けた場合には、倫理委員会が必要な調査を行い調査結果を通知する。 	同上
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<ul style="list-style-type: none"> 懲戒規程において役職員、チーム等懲戒の対象者、禁止事項、処分内容、処分の決定、調査の実施等を規定している。 職員については職員就業規則第8章(第52条～第57条)に規定があり、これに従う。 懲戒規程をJIHFホームページで公開している。 https://www.jihf.or.jp/common/img/rule/rule_20200602_150723.pdf 懲戒の対象者には調査に対し弁明の機会が与えられるべきことが懲戒規定第14条2項に規定。 決定した処分については書面をもって処分決定を通知する旨が懲戒規程第12条2項に規定されている。 懲戒規程第12条に定める書面に記載すべき事項として不服申立手続の可否、その手続の期限を加える。この改定は未了であり、令和5年度に改訂する。 	<ul style="list-style-type: none"> 懲戒規程 職員就業規則
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<ul style="list-style-type: none"> 懲戒規程第5条に懲戒処分及び懲戒手続きは公正かつ適正に行われなければならない旨規定。 懲戒規程第10条2項に、理事会が倫理委員会に調査等の請求を行った場合、倫理委員会は調査部会、審問部会を組織し、調査、審問にあたる旨を規定。 調査部会の役割は懲戒規定第14条に、審問部会の役割は同第15条に規程。 上記調査部会、審問部会は倫理委員会委員で構成するが、懲戒規程第13条に調査部会、審問部会の構成員の除斥・忌避・回避等を規定し公正な調査・審問を担保している。 倫理委員会の構成は[原則4](2)のとおりである。 	<ul style="list-style-type: none"> 懲戒規程 倫理委員会規程 倫理委員会名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年4月制定のスポーツ仲裁規程の第3条に自動応諾条項が盛り込まれている。 スポーツ仲裁規程第2条「本連盟が行った決定事項に対する不服申し立て」とあり、対象を懲罰等の不利益処分には限っていない。 申立期間について特段の制限は無い。 	・スポーツ仲裁規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<ul style="list-style-type: none"> 懲戒を定めた懲戒規程に処分対象者に対してスポーツ仲裁の利用が可能であることを通知することの条項を追加（2022年5月）。 文書で処分の通知をする際に個別にスポーツ仲裁の利用ができる旨記載することを懲戒規程第12条の改定の際に追加する（原則10(1)）。 なお、改定作業未了につき、令和6年度中に改定、具備することとした。 	・懲戒規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理規程第3条、第4条、第5条に危機管理体制を規定。 2019年3月に危機管理マニュアル（連盟事務所編）を策定した。 2022年9月に危機管理マニュアル（不祥事対応編）を策定。 危機管理規程に整備すべきマニュアルとして記載されている「主催大会等編」、「選手等派遣編」を整備し、令和5年9月9日理事会にて承認された。 	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理規程 危機管理マニュアル <ul style="list-style-type: none"> - 連盟事務所編 - 不祥事対応編 - 主催大会編 - 選手等派遣編
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	(原則12(3)と同様に”外部調査委員会を設置した”案件を対象とした場合、過去4年間に該当する不祥事は発生していない)	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	同上	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・定款第10章第41条～第43に加盟団体の加盟、分担金、登録について規定している。 ・定款施行細則の第2章に加盟団体の構成、第8章に加盟団体の資格喪失、第10章に加盟団体の権利及び義務を記載している。 ・地方ブロックは各2名の評議員を推薦できる（定款施行細則第7条）。また、地方ブロックは各1名の理事を推薦できる（定款施行細則第19条）。加盟団体は地方ブロック推薦理事を通じて理事会への意見発出、提案等ができる。 ・NFと加盟団体とのコミュニケーションの場として令和3年より加盟団体代表者会議、加盟団体WEBミーティングを試行開始。 ・具体的に地方連盟の指導、助言、支援に関する計画は策定していないが、競技会の開催（事業本部）、指導者やレフェリーの育成（普及本部）等の活動については地方連盟との協力により拡充していく。 ・ブロック会議等の際にスポーツ団体ガバナンスコード、コンプライアンス等に関する説明・啓蒙を行っている。 <p>-----ここまで令和4年適合性審査までの取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年2月25日に加盟団体代表者会議等運営規程を運用開始。 ・直近では令和6年7月16日の加盟団体代表者会議において、ガバナンスコード対応についての状況、重要性について説明。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・定款施行細則 ・加盟団体の分担金の使途に関する規程 ・加盟団体代表者会議開催通知（令和6年7月16日）